

第4章

援助方針の決定

①コアメンバー会議について

訪問調査等による事実確認によって高齢者本人や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者と対応について協議することが規定されています（第9条）。

具体的には、コアメンバー会議において事例に対する協議を行い、援助方針や支援者の役割について決定します。なお、援助方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、高齢者本人がどのような支援や生活を望んでいるのか、本人の意思を確認し尊重することも重要です。

＜コアメンバー会議＞

高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議。

1) コアメンバー会議の開催

市町村担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有の上、合議にて意思決定をしていきます。

状況に応じて立入調査ややむを得ない事由による措置等の市町村権限の行使もその場で決定が必要となるため、意思決定者である市町村管理者が会議に参加し、対応が滞ることがないよう留意します。

出典：社団法人 日本社会福祉士会・市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2011、207p. , p67.

コアメンバー会議の実施に当たっては、次の業務が必要となります。

- 庁内関係部署職員や専門的な助言者の参加要請
- 事例のアセスメント
- 援助方針の協議
- 支援内容の協議
- 関係機関の役割の明確化
- 主担当者の決定
- 連絡体制の確認
- 会議録、支援計画の作成
- 会議録、支援計画の確認

参加メンバーによる協議

（厚生労働省＜H30＞p 49より抜粋、一部改変）

個別ケース会議のメンバー構成（案）

コアメンバー	高齢者虐待防止事務を担当する市町村職員及び担当部局管理職。事務を委託した場合は委託先の担当職員を含む。 事例対応にあたって緊急の判断が求められることがあるため、市町村担当部局管理職は必須。
事例対応メンバー	虐待の事例に応じて、必要な支援が提供できる各機関等の実務担当者を召集する。メンバーは事例によって代わるが、「保健医療福祉サービス介入ネットワーク」を構成する各機関を中心に、「早期発見・見守りネットワーク」構成機関等の参加も検討する。
専門家チーム	虐待の事例に応じて、専門的な対応が必要となる場合には「関係専門機関介入支援ネットワーク」を構成する機関の実務担当者を召集し、専門的な対応を図る。

（厚生労働省<H18> p 57 より抜粋）

【留意点】意思決定の場と情報収集の場の切り分けについて

介護支援専門員や民生委員などは、場合によっては通報者であったり、あるいは当該高齢者や養護者の状況について有益な情報を有していることが想定されます。しかしながら、コアメンバー会議はあくまで市町村としての意思決定の場と位置づけられます。このため、介護支援専門員や民生委員などには会議への参加を要請するのではなく、情報収集の段階で必要な情報の聞き取りを行っておきます。

（日本社会福祉士会手引き p 64 より抜粋）

市町村が法の求めている権限を行使せず、適切な対応を行わなかった場合の法的責任について

市町村が法の求めている権限を行使せず適切な対応を行わなかった場合、市町村はどのような法的責任を負うことになるのでしょうか。

市町村が適切な権限行使をせず高齢者虐待の対応を放置した場合のように、虐待対応をすべき作為義務があるのにその権限を行使せず、その結果、高齢者の生命や身体、財産に損害が生じた場合、市町村は国家賠償法第1条第1項に基づき損害賠償の責任を負う可能性があります。

ここで大切なことは、具体的な虐待対応の場面で、積極的に対応をすべき作為義務があるにも拘わらず、市町村が適切な対応をしないことは違法なことであるという認識です。コアメンバー会議や虐待対応ケース会議などで、具体的な場面において市町村として何をなすべきかという点を見極めることが必要です。

（日本社会福祉士会手引き p 19 より抜粋）

2) 協議事項

①事実確認で集めた情報の整理

事実確認からコアメンバー会議までに収集した情報を整理します。その際、直接収集した情報と間接的な情報は分ける必要があります。

虐待の有無と緊急性を判断するために必要な情報が集まっていないという理由で、判断を先延ばしにすることは避けなければなりません。判断に必要な情報が集まっていない場合には、現在の時点までに収集できた情報で「明らかなこと」と「不明なこと」を区別し、「今後、虐待の有無と緊急性の判断を行うために確認する必要がある情報は何か」を明確にします。

②虐待の有無と緊急性の判断

上記情報の整理を通じて、虐待の有無と緊急性の有無について判断をします。

虐待の有無については、虐待の事実はない、判断できなかった、虐待の事実が確認された、のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかについても、確認します。

緊急性の判断は、緊急的に分離保護をする必要があるか、立入調査の要否について検討する必要があるか、事実確認の継続の必要があるか、などの観点から整理します。

③対応方針の決定

虐待認定した事例、事実確認が不十分で虐待と認定できなかった事例について対応方針を決定します。

一方、虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合など、虐待ではないと判断した事例については、必要に応じて、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行したり、適切な関係機関に関与を引き継ぐことが重要です。

＊コアメンバー会議の協議の流れについては、次ページ参考表を参照。

3) 役割分担

市町村担当部署と地域包括支援センターは、コアメンバー会議を開催するにあたり、役割を分担することが大切です。以下にその分担を例示します。

- ・市町村担当部署・・・会議の招集、進行、役割分担をして収集した事実確認の結果資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管など
- ・地域包括支援センター・・・役割分担をして収集した事実確認結果資料の準備、会議記録（帳票類）の作成など

※高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、コアメンバー会議の開催・招集、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管は、市町村担当部署が担うことが求められます。

（日本社会福祉士会手引き p 65より抜粋）

【参考】コアメンバー会議での協議の流れ



出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規、2011、207p.、p69.

（厚生労働省＜H30＞p 50より抜粋）

②虐待の有無の判断

ポイント

- ◆虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。
- ◆寄せられた事例が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、養護者を罰することを目的とするものではありません。高齢者と養護者を支援の対象として位置付けることを目的として行うものです。

寄せられた事案が高齢者虐待に該当するか否かを判断することは、高齢者と養護者を支援の対象と位置付けるために行います。また、虐待として認定することは、市町村に対して、適切な権限の行使を促すことも意味しています。

そのため、虐待の有無を判断する際には、高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無は問いません。同時に、虐待対応従事者側が「養護者は一生懸命介護しているから」と主観を持ち込むことも避けなければなりません。

虐待の有無は、事実確認によって得られた情報の整理を通じて明らかになった「高齢者の権利が侵害されている事実」に着目して判断する必要があります。

以下に、虐待の有無の判断結果と必要となる対応例を示します。

【参考】虐待の有無を判断する例と必要となる対応例

虐待の有無の判断	必要となる対応例
○虐待が疑われる事実が確認された場合 ○高齢者の権利を侵害する事実が確認された場合	「虐待あり」と判断し、「Ⅱ．緊急性の判断」を行うとともに、対応方針を決定する
○虐待が疑われる事実や権利侵害の事実が確認されなかった場合 例：大きな音が聞こえたという通報を受けたが、事実確認の結果、高い所の物を取ろうとして落としてしまった音だったなど、高齢者、養護者ともに誤解であることを認めている場合 など	「虐待なし」と判断し、権利擁護対応等の対応に移行
○収集した情報が十分でなく、通報等の内容や他の権利侵害事実が確認できておらず、虐待の有無が判断できない場合	期限を区切り、事実確認を継続

(日本社会福祉士会手引き p67 より抜粋)

虐待であることの判断と告知

- 高齢者虐待であるという「虐待の判断」は、客観的事実に基づいて、区市町村と地域包括支援センターとで判断するもの
- 児童虐待防止法上の「保護者への指導」と、高齢者虐待防止法上の「養護者への相談、指導、助言」の違いがあるため、サポートティブな対応もとっている
 - 親権と扶養義務のちがい
 - 高齢者虐待の場合「虐待である」という告知を養護者（虐待者）に必ずしもしているとは限らない
- 「虐待」という言葉から「相続排除」（民法 892 条）を連想する養護者もいて「虐待」という言葉の安易な使用には慎重になっている

(令和元年度区市町村職員等高齢者権利擁護研修「養護者による高齢者虐待対応研修（基礎研修）講義 1 資料」より引用)

第 回コアメンバー会議録

本人氏名 _____

記録者氏名 _____

会議日時： 年 月 日 時 分～ 時 分

出席者						
虐待事実の判断 ※疑いの場合は事実確認を継続 ※一時的解消の場合は再発可能性に留意	1. 身体的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明				
	2. 放棄・放任	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明				
	3. 心理的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明				
	4. 性的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明				
	5. 経済的虐待	☐ 有（判断日 ） ☐ 疑い ☐ 一時的解消 ☐ 解消 ☐ 無 ☐ 不明				
	具体的内容と判断根拠	☐ 詳細は（ ）を参照				
緊急対応の必要な状況の確認（深刻度）	緊急性が 					
	☐ 5. 生命・身体・生活に関する重大な危険	☐ 4. 5～3の間	☐ 3. 生命・身体・生活に著しい影響	☐ 2. 3～1の間	☐ 1. 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等	
	5～3. にチェックした場合は「支援内容」の「緊急対応」のチェックへ					
	☐ 不明・・・不明の場合は、事実確認の継続へ理由（ ）					
本人の意見・希望	☐ 不明 ☐ 未確認					
養護者の意見・希望	☐ 不明 ☐ 未確認					
その他家族・後見人等の意見・希望	☐ 不明 ☐ 未確認					
背景要因	高齢者本人の因子		関係性・世帯の因子			
	☐ 不明 ☐ 未確認		☐ 不明 ☐ 未確認			
	養護者・親族の因子		地域・支援者側の因子			
	☐ 不明 ☐ 未確認		☐ 不明 ☐ 未確認			
強み・ストレングス	高齢者本人の強み		関係性・世帯の強み			
	☐ 不明 ☐ 未確認		☐ 不明 ☐ 未確認			
	養護者・親族の強み		地域・支援者側の強み			
	☐ 不明 ☐ 未確認		☐ 不明 ☐ 未確認			
パターン（行動・思考・問題解決方法等）	☐ 不明 ☐ 未確認					

支援内容 () 内には具体的内容を記入		担当者	備考 (いつまで・注意事項等)
緊急対応	☐ 警察への通報・相談 ☐ 立入調査 ☐ 警察への援助要請 ☐ 高齢者の分離 ☐ 措置入所 () ☐ 緊急一時保護 () ☐ 養護受託 () ☐ 契約入所 (契約支援者) () ☐ その他 () ☐ 在宅措置 () ☐ 面会制限 () ☐ 受診支援 (入院支援) ☐ 生活保護の医療扶助単給 ☐ 介護保険制度利用支援のための職権申請等 ☐ 財産保全 ☐ 金融機関への紛失届 ☐ 年金振込先の変更 ☐ 金融機関への協力依頼 ☐ 日常生活自立支援事業利用 ☐ 成年後見 審判前の保全処分 ☐ ライフラインの確保 ☐ その他 ()		
成年後見人等	☐ 選任済 ☐ なし ☐ 申立要() ☐ 未把握		
各種支援	☐ 虐待の事実の確認の継続 (ありとしている場合も含む) ☐ 本人のアセスメント (情報収集や支援の必要性の分析) ☐ 判断能力程度確認 ☐ 意思・意向の確認・決定支援 ☐ その他 () ☐ 養護者のアセスメント (情報収集や支援の必要性の分析) ☐ 支援の必要性の確認 ☐ 虐待行為についての告知・意識づけ ☐ その他 () ☐ その他関係機関からの情報収集 () ☐ 関係部署・機関への協力要請 ☐ 警察 ☐ 社会福祉協議会 ☐ 障害福祉 ☐ 保健所・保健センター ☐ 自殺予防 ☐ 医療機関 ☐ 認知症疾患医療センター ☐ 若年性認知症総合支援センター ☐ 精神保健福祉センター ☐ 発達障害者支援センター ☐ 生活保護 ☐ 生活困窮者支援 ☐ 成年後見制度推進機関 ☐ その他 () ☐ 各種制度利用手続き支援等() ☐ 在宅サービス導入・調整支援() ☐ 専門医紹介・医療導入支援()		
その他	☐ その他 ()		
☐ 具体的な支援内容 ☐ 計画期間 ☐ 次回の会議の予定 ☐ 連絡体制 (情報集約先) ☐ 注意事項		☐ 上記以外にはなし	

(公財) 東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (令和元年5月版)

4) 対応方針の決定

市町村担当部署は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した事例、事実確認を継続と判断した事例について、必要な対応方針を決定します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

○虐待の有無の判断により虐待なしと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。

○高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。

○措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。

○いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

(厚生労働省<H30>p51～52より一部抜粋)

【参考】事例の状況と対応例

1. 緊急対応による分離保護の検討・実施が必要な場合

①高齢者が、重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等により、入院や通院が必要な状態にある場合

⇒入院治療の必要性を検討

ア. 入院治療の必要性が高い場合、医療機関を受診し、医師の指示を仰ぐ。

イ. 入院治療の必要性が低い場合、下記②～⑤を検討

②状況が切迫しており、高齢者や養護者から保護の訴えがある場合

③暴力や脅しが日常的に行われている場合

④今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い場合

(例えば) 暴力の危険があるが、高齢者の判断能力や気力が低下していたり、避難できる場所がない、自ら避難できる状況にない など

⑤虐待につながる家庭状況、リスク要因がある など

⇒分離保護の検討

ア. 「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第11条第1項）」を適用し、養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護受託者への委託

イ. 介護保険サービスを利用し、契約により特別養護老人ホームへの入所、またはショートステイの利用

ウ. 別居の家族や親族宅、友人宅、ホテル、軽費老人ホーム などの利用

特に、サービス利用契約を結ぶ能力の不十分な認知症高齢者である場合や、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合、分離保護した高齢者に養護者が接触することによって高齢者の不安が増大したり、安全が守られない危険性がある場合などには、高齢者を保護し権利侵害を防ぐための手段として、適切に「やむを得ない事由による措置」を行う必要があります。

【参考】事例の状況と対応例（続き）

2. 適切なサービス等の導入の検討が必要な場合

①適切なサービス導入によって、養護者の介護負担が軽減されることが明らかな場合

⇒治療が必要にもかかわらず、医療機関を受診していない場合は、受診に向けた支援の実施

⇒介護保険サービスの利用可能性の検討、または利用状況の確認

ア. 契約による介護保険サービスの利用や、要介護認定が難しい場合

・「やむを得ない事由による措置（老人福祉法第10条第4項）」を適用し、在宅サービスを導入する

イ. 介護保険サービスを申請しているが、利用していない場合

・介護保険サービスの利用を検討する

ウ. 介護保険サービスを利用しているが、サービス量や種類が不足している場合

・適切なサービス量や種類を検討する

②高齢者の判断能力が低下しているため、適切な財産管理ができていない場合

⇒成年後見制度または日常生活自立支援事業の活用の検討

③経済的に困窮していて、サービス等の活用ができていない場合

⇒生活保護相談・申請、各種減免手続き等の検討

3. （収集した情報が不十分で虐待の有無が判断できず）事実確認継続を決定した場合

⇒虐待の有無の判断が可能となる情報、その他高齢者や養護者に関する必要な情報を確認し、対応方針で情報収集の役割分担、期限、収集方法を定める

4. 立入調査の要否を検討する場合

⇒さまざまな工夫をこらしたうえで、なお高齢者の生命、身体の安全を確認できない場合には、立入調査の要否を検討

（日本社会福祉士会手引き p 70～71 より一部抜粋）

初動期段階の評価会議

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価する為、初動段階のあらかじめ設定された日付で評価会議を開催します。

（厚生労働省<H30> p 68 より一部抜粋）

対応段階

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者本人や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。

1）対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認 40 ページと目的が異なる点に注意する。）。

2）虐待発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性のなかで相互に作用し合って発生するものです。従って、まずは収集した個々の情報から虐待発生リスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

3）高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消できたら、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。そして、高齢者と養護者・家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析することが重要です。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会、市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き、中央法規出版、2011、207p. , p84-85.

ア．継続した見守りと予防的な支援

市町村の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者本人と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応が考えられます。

イ．介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者本人に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ケアプランを見直すことで、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

ウ．介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

エ．専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

特に、高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討することが重要です。

(厚生労働省<H30> p 69～70 より一部抜粋)

1) 虐待対応ケース会議の開催

虐待対応ケース会議では、市町村を責任者として、関係機関それぞれの立場に応じた虐待に関する多角的分析が必要であり、各関係機関の機能を生かした役割分担をしながら、虐待対応計画を決定していくことが望まれます。

市町村が、具体的にどの関係機関に声をかけるのか、また対応協議はどのように行うかについて、法は直接には規定していませんが、個別の事例に応じて必要不可欠な関係機関を招集し、虐待対応計画を策定することが効果的です。その際、「現在対応を行っている機関」に加え、「今後関与を依頼する機関」にも出席を依頼することが効果的です。

また、策定された虐待対応計画は、関係機関相互に共有し、関係機関が一体となって虐待に対応することが求められます。

以下、虐待対応ケース会議の運営について、記載します。

1) 出席者

虐待対応計画を協議・決定する場である虐待対応ケース会議は、市町村担当部署の職員と地域包括支援センター職員によって構成されます。

また、市町村権限の行使について判断が必要となる場合には、市町村担当部署の管理職が会議に出席することが望まれます。

さらに、虐待対応計画（案）を作成する段階で関与を依頼するとして選定した関係機関に対し、市町村担当部署から出席を依頼します。その際、虐待対応にあたる役割を組織として担ってもらうため、機関の承諾を得たうえで虐待対応ケース会議に出席してもらうこと、また可能な限り、各機関の管理職の出席を依頼することが望まれます。

- ・ 高齢者の課題に対応している機関の職員
- ・ 養護者支援を行っている機関の職員
- ・ 家族への支援を行っている機関の職員
- ・ 高齢者虐待対応専門職チームの弁護士、社会福祉士

2) 役割分担

市町村担当部署と地域包括支援センターは、虐待対応ケース会議を開催するにあたり、役割を分担することが大切です。以下にその分担を例示します。

- ・市町村担当部署・・・会議の招集、関係機関への会議の出席依頼、必要な資料の準備、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管など
- ・地域包括支援センター・・・虐待対応計画（案）及び虐待対応計画（帳票類）の作成など

※高齢者虐待対応の第一義的責任を有するのは市町村であることから、虐待対応ケース会議の開催・招集、会議記録（議論の経過がわかるような議事録）の作成・保管は、市町村担当部署が担うことが求められます。

3) 協議事項

①虐待対応計画（案）についての協議・決定

虐待対応ケース会議では、虐待の解消と高齢者が安定して生活を送るための環境を整えるために、事前に作成された虐待対応計画（案）に基づいて、計画内容を協議し決定します。その際、必ず、具体的な役割分担や計画実施の期限を設定します。

②会議記録の作成・共有

市町村担当部署と地域包括支援センターが役割を分担して、虐待対応計画を完成させるとともに、議論の経過がわかるような会議記録をまとめます。ただし、各機関の持ち帰り可能な資料の選定とその指示は市町村が責任をもって行う必要があります。

（日本社会福祉士会手引き p 106～107 より一部抜粋）

対応段階の評価会議

コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い、取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じ支援方針の修正を図ることが重要です。

1) 情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、コアメンバー会議では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておくことも必要です。

2) 評価

市町村は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどをコアメンバー会議において繰り返します。

3) 対応段階における再評価

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していく必要があります。

終結段階

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整ったことを確認し、終結の判断とします。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版, 2011, 207p., p112-113.

(厚生労働省<H30> p 70～71 より一部抜粋)

課題分析・支援課題整理シート

(背景・要因／強み)
(虐待の事実)
(結 果)

〈本人側の背景・要因〉

〈養護者の背景・要因〉

〈二人の関係〉

〈取り巻く環境や支援者側の背景・要因〉

〈強み・できていること・がんばっていること〉

〈どのような虐待があると思われるか〉

〈いつ頃から始まったのか〉

〈発生する頻度・程度〉

〈発生するきっかけ〉

〈発生しやすい時間帯等〉

〈繰り返されていること〉

〈生じていること／サインとして現れていること〉

〈このままにした場合、今後予測される事態〉

対応が必要な背景・要因を支援課題ととらえる

疑い・不明等、事実確認の継続が必要な点も支援課題ととらえる

強みをとらえ、対応方法を検討する

緊急対応の必要性

☆緊急保護の必要性 (あり ・ なし)

ありの場合、その方法 (措置入所・緊急一時保護・養護受託・契約入所・その他 ())

☆その他に必要な緊急対応

現に生じている事態や予測される事態で、対応が必要なものを支援課題ととらえる

支援方針案

支援課題	支援内容	支援を実施した場合に予測される事態	左欄への対応策	優先順	役割分担担当者	当面の目標

48 第4章 援助方針の決定

高齢者氏名(年齢):

要約日:

年 月 日 担当者:

東京都健康長寿医療センター研究所作成

【帳票】支援計画書・モニタリング・評価票

高齢者虐待対応支援計画書・モニタリング・評価票

高齢者氏名(年齢)		計画作成日： 年 月 日		計画作成 会議出席者				
氏名： (歳)		評 価 日： 年 月 日		評価 会議出席者				
番号	支援課題	内容(何を・どのように)		予測される事態	その事態への対応	担当機関・担当者	実施日時・期間 (即時実施)	評価予定日までの具体的目標
		支援実施状況	支援状況 確認日	確認方法／確認者	具体的状況	目標達成状況／今後の予定		
1	支援						☐ 即時実施	
		☐ 計画通り実施 ☐ 別紙参照	☐ その他 ()	☐ 担当者が直接確認 ☐ 上記以外 ()				☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他()
2	支援						☐ 即時実施	
		☐ 計画通り実施 ☐ 別紙参照	☐ その他 ()	☐ 担当者が直接確認 ☐ 上記以外 ()				☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他()
3	支援						☐ 即時実施	
		☐ 計画通り実施 ☐ 別紙参照	☐ その他 ()	☐ 担当者が直接確認 ☐ 上記以外 ()				☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他()
4	支援						☐ 即時実施	
		☐ 計画通り実施 ☐ 別紙参照	☐ その他 ()	☐ 担当者が直接確認 ☐ 上記以外 ()				☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他()
5	支援						☐ 即時実施	
		☐ 計画通り実施 ☐ 別紙参照	☐ その他 ()	☐ 担当者が直接確認 ☐ 上記以外 ()				☐ 目標達成 ☐ 継続 ☐ 課題・目標・対応方法見直し ☐ その他()
計画時確認事項	(次回会議予定日・計画期間・情報集約先・注意事項など)		評価時の状況	☐ あり ☐ 疑い(☐ 確認継続) ☐ 一時的解消(再発可能性) ☐ 解消 ☐ なし ☐ 不明		今後の対応	☐ 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 ☐ 支援計画の見直し ☐ 虐待対応の終結の検討⇒コアメンバー会議へ ☐ 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 ☐ ケアマネ支援への移行なく終結 ☐ その他()	

※記入欄が足りない場合、補足事項等がある場合は別紙で追加

東京都健康長寿医療センター研究所作成(社団法人日本社会福祉士会作成帳票を参考に一部修正)

地域ケア会議と区別が必要な会議

項目	地域ケア会議	サービス担当者会議	高齢者虐待対応の個別ケース会議
開催主体	地域包括支援センター または市町村	介護支援専門員 (本人との契約が前提)	市町村
目的	①ケース当事者への支援内容検討 ②地域包括支援ネットワーク構築 ③自立支援に資するケアマネジメントの支援 ④地域課題の把握 等	①利用者の状況等の情報共有 ②サービス内容の検討及び調整等	高齢者虐待の解消と高齢者の権利擁護、そのための養護者支援
根拠	①「地域支援事業の実施について」(厚生労働省老健局通知) ②地域包括支援センターの「設置運営について」(厚生労働省老健局振興課長ほか連名通知) ③介護保険法第百五十五条の四十八	「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準」13条第9号	高齢者虐待防止法第9条1項
参加者	行政職員、センター職員、介護支援専門員、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民組織、本人・家族等	居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者、主治医、インフォーマルサービスの提供者、本人・家族等	事例に直接関係している者、関係する可能性がある者、助言する者
内容	・サービス担当者会議で解決困難な課題等を多職種で検討 ・地域課題の検討 『地域ケア会議運営マニュアル』p44-47参照	①サービス利用者の状況等に関する情報の担当者との共有 ②当該居宅サービス計画原案の内容に関する専門的見地からの意見聴取	高齢者虐待事例(疑いも含む)の検討

※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.27-29を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成
(池田恵利子・川端伸子・高橋智子(2013)『事例で学ぶ「高齢者虐待対応ガイド」』p152-153を参考)

地域ケア会議にまぎれやすい事例

- 「養護者が、高齢者に必要な医療や介護サービスを拒否している」「介護する意欲はあるが、必要な介護が足りていない」といった養護者側に虐待の自覚がない放棄・放任の事例
- 「介護者自身に疾病や障害があり、虐待の自覚がないままに暴力や暴言に至ってしまう」という身体的虐待・心理的虐待の事例
- 「高齢者に年金はあるものの介護者が経済的に困窮しており、サービスを使いたくても使えない」という経済的虐待・放棄放任の事例

地域ケア会議で、これらを話し合ってしまうと

**区市町村の法的責任に基づいた対応ではなく、
ケアマネジャーに高齢者虐待対応をさせてしまう
ことになるので、要注意！**

※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.45-47を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成

権利擁護業務での地域ケア会議の活用

項目	内容
会議体種別	日常生活圏域単位 及び 市町村単位の地域ケア会議 ※個別ケースを検討する地域ケア会議で虐待事例を検討するのは不適切
目的	虐待対応に必要とされる地域のネットワーク構築、施策の検討 虐待対応における地域の問題・課題の把握及び検討 等
把握及び検討が想定される地域課題	① 虐待事例の要因分析を通して、その要因が地域に共通する課題になっているかどうかの検討と、その対応の検討 ② 通報・相談の遅れや関係機関の協力拒否等、高齢者虐待の連携協力体制上の課題の共有と対応の検討 ③ 高齢者虐待防止・対応において緊急分離をする際の課題共有と対応の検討 ④ 成年後見制度を活用する際の課題共有と対応の検討
事例	個人情報に配慮して終結した高齢者虐待事例を検討するのが望ましい

※長寿社会開発センター(2013)『地域ケア会議運営マニュアル』p.27-29を参考に(公財)東京都福祉保健財団高齢者権利擁護支援センター作成

